

再被害防止要綱の改正について

令和3年3月31日  
大通達甲(刑企)第13号ほか  
刑事部長、警務部長、生活  
安全部長、交通部長、警備  
部長から各所属長宛て

(概要)

この通達は、犯罪の被害者又はその親族が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることに鑑み、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めたものである。